

7-(1)	遠隔医療に関わる規制の見直し
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	医師法第20条に基づく、「情報機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」
要望の具体的内容	<p>医師不足が顕著な震災被災地において、効率的な遠隔診療を可能とするために遠隔診療の地理的要因(僻地および離島)の緩和を望む</p>
規制の現状と要望理由	<p>今回の震災で、被災者の診断や避難所などの検診等で地元医師は大幅に不足している。このような状況の下、情報機器を駆使した診療、いわゆる「遠隔診療」で被災地以外の医師が被災者を診断することにより、医師不足の解消が図られ、被災地の医療環境の改善に繋がる。</p> <p>遠隔診療については、厚生労働省通達「情報機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正において、一部の僻地や離島などに限られ実施されている。しかしながら震災後の状況を鑑みると、病気やケガの状況を判断する「診断」や健康指導やメンタル関係の治療に関しては、被災地及び原発からの避難所等と都心部との遠隔医療を可能とするなど、現在の場所的制約を緩和することにより、被災者救済に結びつけるべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省

7-(2)	災害支援用航空機への電波・周波数の規制 災害支援用無人航空機への航空法施行規則の確立
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電波法第5条第3節(第70条二の3)
要望の具体的内容	<p>航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。 ⇒災害時の緊急支援航空機に対しては、周波数割り当てを除外、あるいは外国機へのスムーズな承諾が必要</p> <p>航空法施行規則には有人機に対する規則しかないが、無人機を対象に含む必要がある</p>
規制の現状と要望理由	<p>総務省の防衛用電波割り当てが少なく混線しやすい。また現在はアナログ対応だが、暗号化した電波の場合は受信不能な状況になる可能性もあり、防衛用の通信手段を失う。特に航空機間のデータリンク通信には大きな障害となる。災害支援時にも、限定エリアでの飛行しかできない、あるいは、原発対応用の緊急輸入無人機導入を阻害するなどがおこる。</p> <p>国土交通省の航空法施行規則は有人機を対象とするが、原発対応でも無人機の必要性が高まったように、無人機の施行規則整備が期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 国土交通省(JCAB)

7-(3)	公共業務用無線局(固定局)の免許申請に関する規制緩和
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	電波法 無線設備施工規則
要望の具体的内容	6.5GHz帯(6,570MHz超6,870MHz以下)、7.5GHz帯(7,425MHz超7,750MHz以下)及び12GHz帯(12.2GHz超12.5GHz以下)の周波数を使用して、自治体などが防災などを目的とした無線通信網を構成するプロセスにおける規制を撤廃する。
規制の現状と要望理由	<p>今般の震災において、無線通信システムの震災時における回線品質が維持された事実を鑑みると、自治体など地方公共団体における無線通信インフラ構築の必要性は大いに高い。上記周波数帯は自治体などによる公共無線通信に割り当てられたものであるが、現状においては、無線通信固定局の建設にかかる申請手続きに時間やコストがかかるため、自治体による同システムの採用は進んでいない。そこで、公共団体による防災等の対応能力向上を推進するため、上記周波数帯においても無線通信固定局を建設する際の手続きを簡素化することを望む。無線局の免許を取得するためには、予備免許入手後に3ヶ月程度の電波検査を行なう必要があり、試験実施のための手続きの煩雑さや、コスト高が指摘されている。一方で、通信機器メーカーが機器ごとの認証を受ける「技術基準適合認定証明」、もしくはメーカーの事前登録により機器に与えられる「工事設計認証」、を入手した機器を採用する場合、この検査は免除され、免許取得までの期間短縮(半減程度)やコスト低減を図ることができる。しかしながら上記周波数の無線通信固定局向け機器については、いずれの制度の対象範囲外となっている。両制度が設立された時点において、上記周波数帯製品への制度適応の必要性は認識されておらず、制度の対象外となったが、今般の震災でこの周波数帯の無線固定局の必要性は改めて認識された。無線通信固定局の早期立ち上げのためにも、この周波数帯も両制度の適応対象としていただきたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(4)	アンテナ(空中線)指向特性の規格の変更
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	電波法関連審査基準,第5条,別紙2,第2 陸上関係,1 電気通信業務用(9)11GHz帯および15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局
要望の 具体的内容	<p>上記規制の別紙(9)-2「与干渉量の算出」における「干渉計算に用いる受信空中線の標準特性」をヨーロッパのアンテナ志向特性規格である「ETSI EN 302 217-4-2 V1.5.1 (2010-01)」の項目 4.2 Radiation Pattern Envelope (RPE)・11G ⇒ Range1, Class3および・15G ⇒ Range2, Class2(60cm未満)およびClass3(60cm以上)に統一することを望む</p>
規制の現状と 要望理由	<p>今回の災害では通信施設が大きなダメージを受け、復旧・復興の妨げにもなっている。アンテナの仕様を変更することにより、通信システムの設置を迅速化し、復旧・復興活動につなげていく。</p> <p>現在、上記周波数にかかるアンテナについては干渉問題を回避するため、比較的直径が大きく、重量があるオフセットパラボラアンテナを使用する必要がある。一方ヨーロッパ仕様では、より小型な標準タイプのパラボラアンテナが使用可能である。ヨーロッパと仕様を統一することで、30kg程度(従来比65%減)の軽量化と15cm(従来比20%減)というアンテナ直径の小型化が実現できる。それによりアンテナを設置するための強固な鉄塔や特殊な自立柱は不要となり、通信局設置の条件(場所)を払うことができ、震災からの迅速な復旧・復興に資することができる。</p> <p>規格を統一することで懸念される受信時の干渉問題は、既存の誤り生成技術を駆使することにより回避できる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省 総合通信基盤局 基幹通信課

7-(5)	アマチュア無線機の使用
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	電波法
要望の具体的内容	アマチュア無線機の使用制限の緩和。
規制の現状と要望理由	<p>大災害の場合、電話(有線&無線)が不通となり、復旧作業での通信手段が難しい。免許不要トランシーバーを使用しているが、通信距離的に届かない場合が多々ある。なんらかの縛り(例えば、通信グループ内に有資格者が必要...)は必要と考えるが、無資格者の通信も可能とできないか。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

7-(6)	備蓄石油の優先割り当て
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十年十二月二十七日法律第九十六号) 備蓄量に係るもの:第5条第2項 譲渡しに係るもの:第31条の3
要望の具体的内容	<p>災害及び災害に起因するその他の事象(停電等)が発生した場合に備え、A重油、ガソリン、軽油等について、通信の確保に不可欠な設備の稼働目的に必要な量を備蓄し、必要に応じて電気通信事業者に売却する制度を構築すること。</p>
規制の現状と要望理由	<p>通信というライフラインを提供する電気通信事業者は、緊急通報等重要通信の確保の観点から災害等による停電発生時の通信設備稼働及び通信インフラの早期復旧のため、従来から弊社設備の発電機の設置、移動電源車の確保や発電等に必要な燃料の貯蔵を行っています。しかしながら、今回の震災では、被災地における電力インフラの寸断などにより電力供給機能の復旧が予想以上に長期に及んだエリアもあり、被災地の弊社施設や移動電源車等による発電用燃料等が不足する事態も発生しました。</p> <p>また、被災地では燃料供給施設の損壊等や交通網の寸断が発生しており、被災地での調達はもとより、被災地外から燃料を調達する場合であっても、震災直後の混乱期により調達先の選定や燃料の輸送手段の確保が非常に困難になるという状況も発生しています。</p> <p>被災地における緊急通報等通信インフラの迅速な確保は国民の安全・生活に極めて重要であり、今後の災害対策として電気通信事業者に対し被災地での発電用燃料及び輸送用燃料を優先的に供給する制度を整備して頂くことを要望します。</p>
制度の所管官庁及び担当課	資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課 資源・燃料部石油流通課